

保育所における委託費の運用について

【経理通知】

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」

(平成27年9月3日付 府子本第254号・雇児発0903第6号)〔最終改正 平成30年4月16日〕

項目	時期	様式	提出先
<p>1. (保育所施設・設備整備積立資産目的以外に使用)</p> <p>保育所施設・設備整備積立資産から土地取得に要する費用を取り崩すことができるのは、当該保育所の増改築に係る計画について、施設の整備が確実な場合に限る。</p>	理事会承認 及び 事前に協議	様式第1	<p>子どもすこやか部 保育室 保育給付課</p>
<p>2. (前期末支払資金残高の取り崩し)</p> <p>保育所拠点区分の前期末支払資金残高を取り崩して使用する額が事業活動収入計(予算額)の3%を超える場合(自然災害その他やむを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合を除く)</p>	事前に協議	様式第2	
<p>3. (収支計算分析表の提出)</p> <p>①本通知1の(4)による同一の設置者が設置する保育所等に係る別表2に掲げる経費等への支出の合計額が、改善基礎分を超えている場合。</p> <p>②同通知1の(5)による同一の設置者が運営する子育て支援事業に係る別表3及び同一の設置者が運営する社会福祉施設等に係る別表4に掲げる経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合又は同一の設置者が運営する子育て支援事業に係る別表3及び同一の設置者が設置する保育所等に係る別表5に掲げる経費等への支出の合計額が委託費の3か月分に相当する額を超えている場合。</p> <p>③保育所に係る拠点区分から、同通知1から4までに定める以外の支出が行われている場合。</p> <p>④委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計(決算額)の5%相当額を上回る場合。以上の①～④に当てはまる場合。</p>	年度終了後 3か月以内に報告	様式第3	

項目	
<p>1. (前期末支払資金残高の使途)</p> <p>本通知1の(5)の要件を満たす保育園において、前期末支払資金残高を、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填又は、当該の運営に支障が生じない範囲で法人本部経費等に充当する場合。</p>	理事会承認
<p>2. (積立資産目的以外に使用)</p> <p>本通知1の(5)の要件を満たす保育園において、人件費積立資産、保育所施設・設備整備積立資産に積み立てているが、各積立資産についてそれぞれ目的以外に使用する場合。</p>	理事会承認